

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3薬局開設許可申請手数料の項中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同表薬局開設許可更新申請手数料の項、医薬品販売業許可申請手数料の項、医薬品販売業許可更新申請手数料の項、配置販売従事者身分証明書交付手数料の項、配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料の項、配置販売従事者身分証明書再交付手数料の項、登録販売者試験手数料の項、販売従事登録申請手数料の項、販売従事登録証書換え交付手数料の項及び販売従事登録証再交付手数料の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料の項及び高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項の次に次のように加える。

再生医療等製品販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき29,200円
再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき11,300円
薬局開設許可証の書換え交付手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
薬局開設許可証の	医薬品医療機器等法施行令第1	1件につき2,900円

再交付手数料

条の6第1項の許可証の再交付

別表第3薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料の項中「薬局開設許可証、」を削り、「賃貸業の許可証又は」を「貸与業の許可証、」に改め、「販売先等変更許可証」の次に「又は再生医療等製品販売業許可証」を加え、「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「変更の許可証」の次に「又は再生医療等製品の販売業の許可証」を加え、同表薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料の項中「薬局開設許可証、」を削り、「賃貸業の許可証又は」を「貸与業の許可証、」に改め、「販売先等変更許可証」の次に「又は再生医療等製品販売業許可証」を加え、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「変更の許可証」の次に「又は再生医療等製品の販売業の許可証」を加え、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可申請手数料の項中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に、「薬事法施行令第80条」を「医薬品医療機器等法施行令第80条」に、「薬事法第12条第1項」を「医薬品医療機器等法第12条第1項」に、「薬事法施行令第3条第3号」を「医薬品医療機器等法施行令第3条」に、「薬事法施行令第20条第2項」を「医薬品医療機器等法施行令第20条第2項」に、

「
カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき74,700円
キ 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき155,300円
ク 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円
ケ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき98,200円
」

を 「
カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき74,700円
」

に改め、同表医薬

品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可更新申請手数料の項中「、化粧

品又は医療機器」を「又は化粧品」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第12条第2項」を「医薬品医療機器等法第12条第2項」に、

<p>カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき57,700円</p> <p>キ 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき125,900円</p> <p>ク 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円</p> <p>ケ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき79,100円</p>	<p>カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき57,700円</p> <p>に改め、同表医薬</p>
---	--

品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料の項、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可の区分変更又は追加許可申請手数料の項を次のように改める。

<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係るもの1件につき87,300円</p> <p>イ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係るもの（エに掲げるものを除</p>
----------------------------------	---	---

く。) 1件につき66,800円

ウ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第1項
第5号に掲げる区分
(以下「医薬品製造区
分(包装、表示又は保
管)」という。)に係
るもの1件につき31,900円

エ 薬局製造販売医薬品
に係るもの1件につき11,200円

オ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第2項
第1号に掲げる区分
(以下「医薬部外品製
造区分(無菌)」とい
う。)に係るもの1件
につき87,300円

カ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第2項
第2号に掲げる区分
(以下「医薬部外品製
造区分(一般)」とい
う。)に係るもの1件
につき43,100円

キ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第2項
第3号に掲げる区分
(以下「医薬部外品製
造区分(包装、表示又
は保管)」という。)に
係るもの1件につき31,900円

ク 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第3項
第1号に掲げる区分
(以下「化粧品製造区
分(一般)」とい
う。)に係るもの1件
につき43,100円

ケ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第3項
第2号に掲げる区分

		(以下「化粧品製造区分(包装、表示又は保管)」という。)に係るもの1件につき31,900円
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	<p>ア 医薬品製造区分(無菌)に係るもの1件につき56,700円</p> <p>イ 医薬品製造区分(一般)に係るもの(エに掲げるものを除く。)1件につき42,400円</p> <p>ウ 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき21,400円</p> <p>エ 薬局製造販売医薬品に係るもの1件につき5,800円</p> <p>オ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき56,700円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき28,200円</p> <p>キ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき21,400円</p> <p>ク 化粧品製造区分(一般)に係るもの1件につき28,200円</p> <p>ケ 化粧品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき21,400円</p>
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の区分変更又は追加許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	<p>ア 医薬品製造区分(無菌)に係るもの1件につき72,100円</p> <p>イ 医薬品製造区分(一般)に係るもの1件につき51,200円</p> <p>ウ 医薬品製造区分(包</p>

		装、表示又は保管)に係るもの1件につき25,400円 エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき72,100円 オ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき35,700円 カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき25,400円 キ 化粧品製造区分(一般)に係るもの1件につき35,700円 ク 化粧品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき25,400円
--	--	--

別表第3 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第14条第1項」を「医薬品医療機器等法第14条第1項」に、「薬事法第49条第1項」を「医薬品医療機器等法第49条第1項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認申請時適合性調査申請手数料の項及び医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的適合性調査申請手数料の項を次のように改める。

医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、同条第1項又は第9項の承認申請時に受けるものの申請に対する審査	ア 医薬品製造区分(無菌)に係るもの1件につき47,200円 イ 医薬品製造区分(一般)に係るもの1件につき32,500円 ウ 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき15,200円 エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき47,200円
----------------------------	--	---

		<p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき15,200円</p> <p>キ アからカまでに規定するものが医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における当該施設（以下「外部試験検査機関」という。）に係る審査を伴う場合にあつては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
<p>医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であつて、同条第1項の承認の取得後に定期的に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包</p>

装、表示又は保管)に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額

オ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額

カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額

ク 外部試験検査機関に

		係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額
--	--	---

別表第3 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第14条第9項」を「医薬品医療機器等法第14条第9項」に、「薬事法第49条第1項」を「医薬品医療機器等法第49条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	ア 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき155,300円 イ 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円 ウ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき98,200円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	ア 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき125,900円 イ 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円 ウ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき79,100円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定	ア 医療機器製造業登録に係るもの1件につき37,600円

料	する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	イ 体外診断用医薬品製造業登録に係るもの1件につき37,600円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	ア 医療機器製造業登録に係るもの1件につき24,800円 イ 体外診断用医薬品製造業登録に係るもの1件につき24,800円
再生医療等製品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき155,300円
再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき125,900円

別表第3 医療機器修理業許可申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第40条の2第1項」を「医薬品医療機器等法第40条の2第1項」に改め、同表医療機器修理業許可更新申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第40条の2第3項」を「医薬品医療機器等法第40条の2第3項」に改め、同表医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第40条の2第5項」を「医薬品医療機器等法第40条の2第5項」に改め、同表輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造時適合性調査申請手数料の項及び輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的適合性調査申請手数料の項を次のように改める。

輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造時適合性調査申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、製造しようとする	ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき47,200円 イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円 ウ 医薬品製造区分（包
------------------------------	--	---

	<p>きに受けるものの申請に対する審査</p>	<p>装、表示又は保管)に係るもの1件につき15,200円</p> <p>エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき47,200円</p> <p>オ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき32,500円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき15,200円</p> <p>キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
<p>輸出用の医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、製造開始後定期的に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分(無菌)に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>イ 医薬品製造区分(一般)に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p> <p>ウ 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に</p>

係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額

オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額

カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額

ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき30,

		600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額
--	--	---

別表第3 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の再交付手数料の項中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「同令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同表 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料の項中「、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業」を「又は化粧品の製造業」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「同令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「（同令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、同項の次に次のように加える。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の9第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は	1件につき2,100円

	医療機器の修理業の許可証の書換え交付	
医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の10第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	1件につき2,900円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の4第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の5第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請時適合性調査申請手数料	薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条第2号の規定によりななお従前の例によるとされた薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第269号）による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定に基づく同法による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する体外診断用医薬品又は医療機器の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、同条第1項又は第9項の承認申請時に受けるものの申請に対する審査	<p>ア 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第87号）第1条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「旧省令」という。）第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの1件につき32,500円</p> <p>イ 旧省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの1件につき15,200円</p> <p>ウ 旧省令第26条第5項</p>

	<p>第2号に掲げる区分に係るもの1件につき47,200円</p> <p>エ 旧省令第26条第5項第3号に掲げる区分に係るもの1件につき32,500円</p> <p>オ 旧省令第26条第5項第4号に掲げる区分に係るもの1件につき15,200円</p> <p>カ アからオまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからオまでの規定にかかわらず、アからオまでに掲げる額にキに掲げる額を加算した額</p> <p>キ 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

薬事法の一部が改正されたこと等に伴い、再生医療等製品販売業許可申請手数料等の

徴収根拠を定めるとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。